

食協が守ります

火災共済

火災 自然災害 傷害補償 さらに
店舗休業補償特約 で安心をお約束。



財産も生活も
ガードを万全に

日本食品衛生共済協同組合・社団法人日本食品衛生協会

ホームページアドレス <http://www.n-shokuei.jp/>

火災・自然災害・傷害「イザ」は思わぬときにやってきます。でも、大丈夫。食協の火災共済が、がっちりガードで受けとめます！

火災共済金

最高 **1,000万円** 補償 20口 契約時



お支払いの対象

住宅、店舗、事務所、倉庫、工場および付属機械設備等、または建物内の家財、什器備品、商品等の火災による損害
(契約目的物件に応じて補償)



自然災害見舞金

最高 **60万円** 補償 20口 契約時



お支払いの対象

地震、噴火、津波および台風等の風水害、降雪、雪崩等の雪害が原因の損害
(契約目的物件に応じて補償)
全壊または全損、流失……1口につき3万円
半壊または半損、半流失……1口につき1.5万円
一部損壊……1口につき5,000円

傷害見舞金

最高 **100万円** 補償 20口 契約時



お支払いの対象

火災または自然災害が原因の傷害による死亡または高度障害
契約者またはその配偶者……1口につき3万円
同居扶養親族または従業員……1口につき1.5万円

共済金のお支払いができない場合

1. 契約者および家族の故意または重大な過失による損害
2. 火災および自然災害の際の紛失・盗難による損害
3. 戦争・その他の変乱によって生じた損害
4. はっ酵もしくは自然発熱、または加熱もしくは乾燥の作業によって生じた損害

火災共済だから、うれしいメリット、手あつい補償！

- ① 他の火災保険などの支払額に関係なく、独自の規定で共済金をお支払いします。
- ② 火災保険と比較して掛金が安く設定されています。
- ③ 借家建物（1棟一戸建）を対象に契約ができます。
- ④ 自然災害（地震・噴火・津波・台風・雪害等）によって生じた目的物件の損害に対して、規定の見舞金をお支払いします。
- ⑤ 火災および自然災害によって傷害を受けた場合、規定の見舞金をお支払いします。

どなたにも加入資格があります

出資金あるいは加入手数料と簡単なお申込みでご契約いただけます。

●食品営業者

組合員(A) 初回契約時1口(100円)以上の出資金が必要です。次回のご継続時からは必要ありません。

●食品営業者の家族、従業員とその家族

員内利用者(B) 出資金を組合員よりお支払いいただけます。

●上記以外の方

員外利用者(C) 契約の都度1契約につき100円の加入手数料が必要です。

特典！耐火割引があります

初回契約に限り、1ヶ月以内のサービス期間をお付けします。

■耐火割引(200円)

耐火構造の鉄骨・鉄筋コンクリートの建物で、同一建物内の火災により類焼の危険がないと認められるものについて、契約1口につき、その掛金から一律200円を割引きます。

■共済掛金

共済掛金は、契約目的物件を営業物件と住宅物件とに区分し、地域別に算出します。

- ・ 営業物件の場合は1口800円～1,100円
 - ・ 住宅物件の場合は1口600円～900円
- (詳しくは最寄りの食協まで)

■割増金について

営業種

1. 飲食店営業
2. 菓子製造業
3. 旅館業

業種割増金

目的の物件が1～3の営業を行っている場合、業種割増金(1口500円)×契約口数が必要です。
(惣菜製造業、バー、キャバレー、娯楽遊技場は、飲食店営業として取扱います。)

建物

耐火構造ではない同一建物内に2世帯(2営業帯)以上が生計を営んでいる場合

密集割増金

物件が左記の形態の場合、密集割増金(1口500円)×契約口数が必要です。貸主は同一建物内(同一敷地内)を総合して20口までの契約が可能ですが、借主は5口までの契約制限になります。

自然災害も人的災害も対象。休業時をバックアップ

店舗休業補償特約

店舗休業補償特約は、火災、自然災害のほか、破裂・爆発、集団行動に伴う破壊行為など、万一の事故により店舗が休業した間の粗利益を補償します。

※消火活動に使った消化剤の再調達費用など、お支払いの対象1～3の事故について損害の防止・軽減のために役立った費用につきましては別途補償します。

お支払いの対象

1. 火災・消防破壊
2. 落雷
3. 破裂・爆発
4. 台風・暴風雨・土砂崩れなどの風水災および雪災・ひょう災
5. 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突
6. 給排水設備に生じた事故、または加入者以外の戸室で生じた水漏れ事故
7. 騒じょう、集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為
8. 盗難
9. 隣接する建物などのり災による休業

※上記4の事故による休業期間は、事故発生日を含む3日間が免責となります。

最高 **10万円** 補償
(10口 加入時)
(1日あたり) 1口あたり10,000円/1日



● 特約掛金は、全国一律です

店舗休業補償特約の共済金は、1口あたり10,000円/1日です。最高10口までご加入いただけます。
*1日あたりの共済金の加入限度額は、月額平均粗利益に見合う口数でご加入ください。

建物の構造	補償期間	1口あたりの掛金
木造・モルタル	30日	4,100円
	60日	5,300円
	90日	6,000円
鉄筋コンクリート	30日	2,700円
	60日	3,400円
	90日	3,900円

*2口以上ご加入の場合は1口掛金×口数=特約掛金となります。

店舗休業補償特約のご加入にあたって

1. ご契約をいただいた月の翌月1日からの災害による休業について補償いたします。
2. 加入手続きは、ご契約開始月の前月20日までに、最寄りの食品衛生協会窓口へ掛金を添えてお申し込みください。
3. 現在、火災共済に団体扱いでご加入いただいている方は、指定の個人用申込書にてお申し込みください。
4. 住宅専用物件はご契約できません。
5. ご契約物件は、火災共済契約物件と同一物件に限らせていただきます。
6. この店舗休業補償特約と補償を同じくする他の保険契約がある場合は、共済金を按分してお支払いする場合があります。
7. 当特約のみのご契約はできません。

共済金をお支払いできない主な事故

1. 故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 地震、噴火、津波、戦争および内乱による事故
3. 心神喪失中に生じた事故
4. お支払い対象の「1～7」の事故の際における紛失・盗難
5. 冷蔵(冷凍)装置等の変調、機能停止に伴う温度変化による損害
6. 万引き
7. 行政による法令等の規制に伴う休業損害(営業停止等)

● 万一事故が発生した場合

1. すみやかに最寄りの食品衛生協会へご連絡ください。
(連絡がいちじるしく遅れた場合は共済金が全額補償できない場合もありますので、ご注意ください。)
2. 消防署等の公的機関のり災証明書をお取り寄せください。

● お問い合わせ・お申し込み先